

\*\*\*\*\*

# 田原本町新型インフルエンザ等対策行動計画

\*\*\*\*\*

平成27年10月  
奈良県 田原本町

## 目 次

第 1	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	行動計画策定の経緯	
(1)	県行動計画の策定	1
(2)	町行動計画の策定	1
3	対象とする感染症	2
第 2	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	発生段階の取扱い	4
3	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	6
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
5	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
6	対策推進のための役割分担	10
7	行動計画の主要 7 分野	12
(1)	実施体制	
(2)	サーベイランス・情報収集	
(3)	情報提供・共有	
(4)	予防・まん延防止	
(5)	予防接種	
(6)	医療	
(7)	住民生活及び経済の安定の確保	
第 3	各発生段階における対策	25
1	未発生期	25
(1)	実施体制	
(2)	サーベイランス・情報収集	
(3)	情報提供・共有	
(4)	予防・まん延防止	
(5)	予防接種	
(6)	医療	
(7)	住民生活及び経済の安定の確保	
2	海外発生期	30
(1)	実施体制	
(2)	サーベイランス・情報収集	
(3)	情報提供・共有	
(4)	予防・まん延防止	
(5)	予防接種	
(6)	医療	
(7)	住民生活及び経済の安定の確保	

3	県内未発生期	34
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 住民生活及び経済の安定の確保	
4	県内発生早期	39
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 住民生活及び経済の安定の確保	
5	県内感染期	45
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 住民生活及び経済の安定の確保	
6	小康期	51
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 住民生活及び経済の安定の確保	

【参考】用語解説

田原本町新型インフルエンザ等対策本部条例

## 第1 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高いインフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方自治体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

### 2 行動計画策定の経緯

#### （1）県行動計画の策定

県は、平成17年12月に奈良県新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、平成18年6月に国の行動計画の改定にあわせ一部改定を行った。特措法第7条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が定める、都道府県が行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、既存の奈良県新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を平成26年1月に策定した。

#### （2）町行動計画の策定

特措法第8条に基づき、平成27年9月に医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴取し、政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ田原本町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定することとした。

なお、平成25年8月に田原本町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、町における対策本部の体制整備を行った。

今後、政府行動計画・県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

### 3 対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下の通りである。

- （１）感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- （２）感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

## 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には住民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として国、県、町、関係機関が連携して対策を講じていく必要がある。

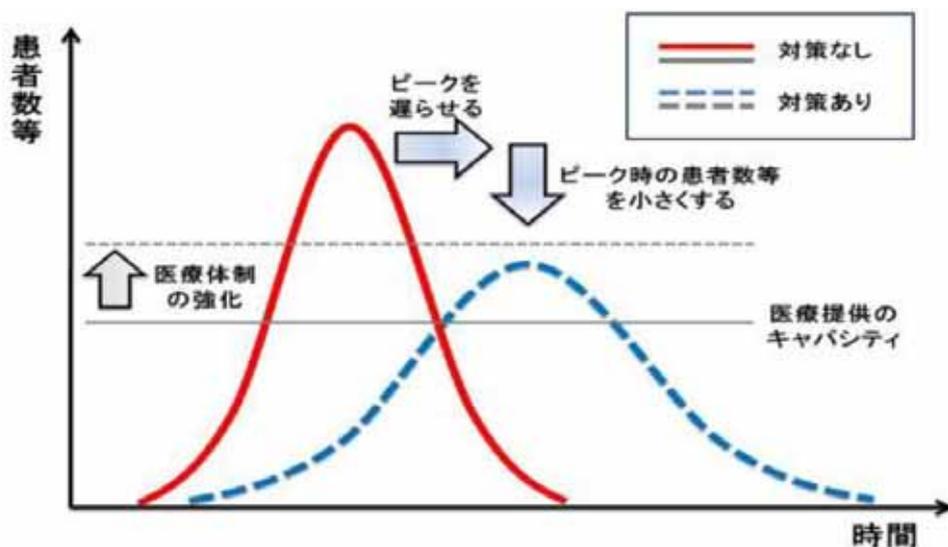
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・町内の感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活・経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## <対策の効果 概念図>



## 2 発生段階の取扱い

### ・考え方

ア 新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要であるため、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

イ 政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階を「未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期」の5段階に分類しているが、地域においては発生状況が様々であり、医療提供や、感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県においては、6つの発生段階に分類し、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県対策本部において判断することとされている。

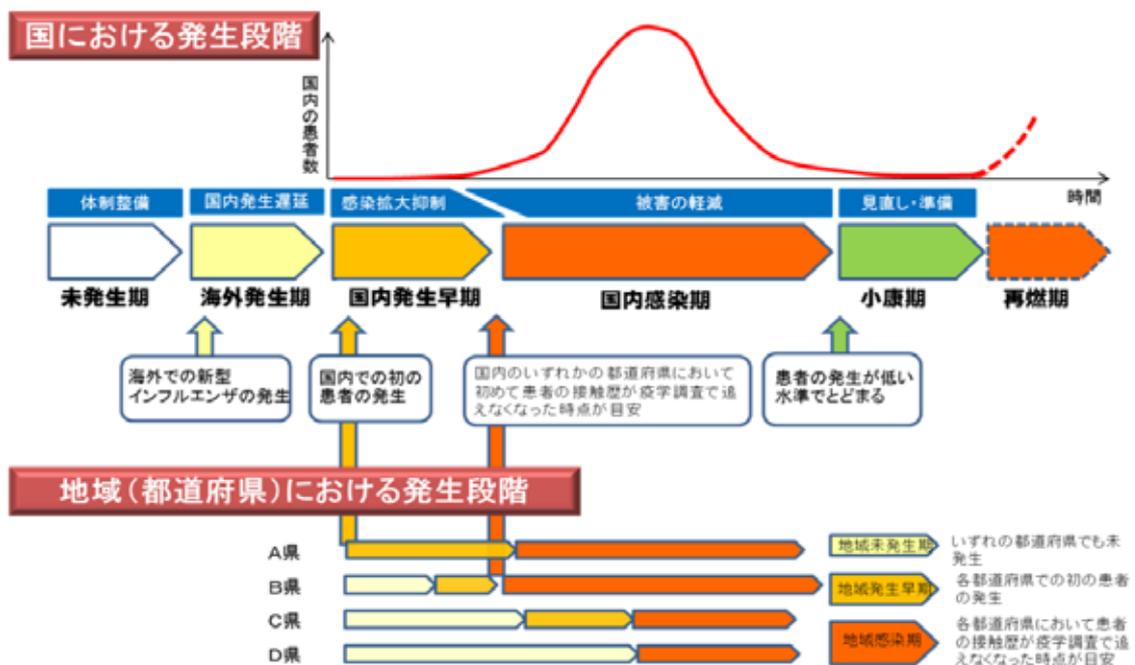
町においては、県が定める6つの発生段階と同様の区分とし、新型インフルエンザ等発生に際しては、県及び県内市町村と連携し、一体となった対策を講じるものとする。

<各発生段階>

発生段階（国）	発生段階（県・町）
未発生期	未発生期
海外発生期	海外発生期
国内発生早期	県内未発生期
	県内発生早期
国内感染期	県内感染期
	小康期

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### 3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

#### (1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

町においては、科学的知見及び国・県の対策を視野に入れながら、地理的条件、交通機関や生活圏などの社会的条件、医療体制を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施することを目指す。そのために、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。

国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。町としては、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行う。

#### (2) 発生段階に応じた対応

##### ア 未発生期

- ・発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、住民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

##### イ 海外発生期

- ・直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせるとともに早期発見に努める。

#### ウ 県内未発生期（国内発生早期）

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。
- ・また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

#### エ 県内感染期

- ・国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や住民生活・経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

#### オ 小康期

- ・住民生活、経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### （３）社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかけることも必要である。

#### （４）住民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

## 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、住民の基本的人権を尊重し、法令の根拠があることを前提に、住民に対し十分に説明し、理解を得ることとする。また、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・町対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### (4) 記録の作成・保存

- ・発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

#### (1) 被害想定のお考え方

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することを重要としている。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしている。

なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

## (2) 感染規模の想定

医療機関を受診する患者数（全人口の25%がり患する場合）

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約8,000人と推計する。

区分		全国の想定	奈良県の想定	田原本町
人口（平成22年）		約1億2806万人	約140万人	約32,000人
り患者数（25%）		約3,200万人	約35万人	約8,000人
医療機関を受診する患者数		約1,300万～ 約2,500万人	約14万～ 約27万人	約3,250人～ 約6,250人
入院患者数	中等度	約53万人	約5,800人	約130人
	重度	約200万人	約22,000人	約500人
1日最大入院患者数	中等度	約10.1万人	約1,100人	約25人
	重度	約39.9万人	約4,400人	約100人
死亡者数	中等度	約17万人	約1,900人	約40人
	重度	約64万人	約7,000人	約160人

○病原性が中等度：1957年アジアインフルエンザ等程度（致命率0.53%）

○病原性が重度：1918年スペインインフルエンザ程度（致命率2.0%）

## (3) 社会への影響に関する想定

- ・町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。
- ・り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 6 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国際的な連携を確保し調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条）新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に基づき、県の対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「奈良県新型インフルエンザ等対策本部（以下、県対策本部とする。）」を設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

### (3) 町の役割

町は、県の行動計画に基づき行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。町は住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。

### (4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定地方公共機関は、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの（特措法第2条）であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する（特措法第3条）。

#### (6) 登録事業者の役割

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者（特措法第28条）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない（特措法第4条第3項）。

#### (7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の予防および対策の協力を努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない（特措法第4条第1項・第2項）。感染拡大防止の観点から必要に応じて、不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛等が求められる。

#### (8) 住民の役割

住民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならない（特措法第4条第1項）。新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

## 7 行動計画の主要7分野

・町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、7分野に分けて計画を立案している。各分野に含まれる内容は、(1)実施体制、(2)サーベイランス・情報収集、(3)情報提供・共有、(4)予防・まん延防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)住民生活及び経済の安定の確保である。

### (1) 実施体制

#### ア 考え方

- ・全町的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国、県、近隣市町村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

#### イ 町新型インフルエンザ等対策連絡会議（対策連絡会議）

- ・新型インフルエンザ等の発生前及び町新型インフルエンザ等対策本部の設置が行われるまでの間、副町長を長とし各部の部長職で構成する「田原本町新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置する。
- ・町対策連絡会議においては、関係各部等の連携を確保しながら、情報の収集を行うとともに事前準備の進捗等を確認し、全庁一体となった取組を推進する。事務局は健康福祉課とし、未発生期から担当を決め、発生に備えた準備を行う。
- ・総務課や健康福祉課をはじめ、関係課においては、他市町村や事業者、関係機関との連携を強化し、発生に備えた準備を進める。

#### ウ 町新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

- ・海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、政府新型インフルエンザ等対策本部や県対策本部の設置が行われる。
- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象となった際には、特措法34条と田原本町インフルエンザ等対策本部条例に基づき町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。（緊急事態宣言がない場合でも町長が必要と認めるときは対策本部を設置することができる。）
- ・町対策本部を設置した際は、田原本町新型インフルエンザ等対策連絡会議は解散とする。
- ・緊急事態宣言が解除された場合、町対策本部は廃止とする。

#### (ア) 構成

- ・本部長：町長
- ・副本部長：副町長及び教育長
- ・本部員：部長級職員・磯城消防署長
- ・事務局：総務課、健康福祉課

(イ) 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・ 特定接種の実施への協力及び住民に対する予防接種の実施に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(ウ) 設置

- ・ 国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに町対策本部を設置する。

田原本町新型インフルエンザ等対策本部組織図

対策本部	本部長	町長	奈良県広域 消防組合 消防本部
	副本部長	副町長・教育長	
	本部員	総務部長・住民福祉部長・産業建設部長 上下水道部長・教育部長・磯城消防署長	

担当部課等		業務内容
総務部 部長:総務部長	総務課 人事課 広報課 総合政策課 財政課 税務課 会計課 議会事務局 選管事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県の対策本部との連携に関する事</li> <li>・対策本部、対策会議の運営に関する事</li> <li>・情報の収集に関する事</li> <li>・報道機関との連絡、調整に関する事</li> <li>・住民への情報提供に関する事</li> <li>・奈良県、他市町村、警察署、関係機関などとの連絡、調整に関する事</li> <li>・災害用非常食の備蓄と提供に関する事</li> <li>・電気、ガスなどのライフライン供給保持などの連絡、調整に関する事</li> <li>・職員の服務、出勤状況の把握に関する事</li> <li>・職員の研修の実施に関する事</li> <li>・住民の要望などの連絡に関する事</li> <li>・相談体制の編成、住民相談窓口の開設及び住民相談対応に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ対策関係予算などの財務に関する事</li> <li>・庁舎などの警備及び管理に関する事</li> <li>・庁舎内の感染予防対策に関する事</li> <li>・車両の確保に関する事</li> <li>・交通機能維持の連絡、調整に関する事</li> </ul>
住民福祉部 部長:住民福祉部長	住民保険課 健康福祉課 長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届受理事務と対策本部、保健所との連携に関する事</li> <li>・町内在住の外国人への支援に関する事</li> <li>・情報の収集に関する事</li> <li>・奈良県、市町村、関係機関などとの連絡、調整に関する事</li> <li>・医師会、薬剤師会、医療機関などとの連絡、調整に関する事</li> <li>・保健所など関係機関との連絡、調整に関する事</li> <li>・医療、健康相談に関する事</li> <li>・相談窓口に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ外来に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ対策に必要な物資、資機材の準備に関する事</li> <li>・抗インフルエンザウィルス薬の供給要請、予防内服などに関する事</li> <li>・プレパンドミックワクチン、パンデミック予防接種に関する事</li> <li>・所管施設入所者及び利用者のり患状況の把握に関する事</li> <li>・所管施設の症状がある職員の出勤停止及び受診の指導に関する事</li> <li>・在宅要援護者（高齢者・障がい者など）の支援に関する事</li> </ul>
産業建設部 部長:産業建設部長	観光・まちづくり推進課 環境管理課 農政土木課 土木管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、小売業団体などに対する生活必需品の安定供給の要請に関する事</li> <li>・民間企業などへの就業制限要請に関する事</li> <li>・動物（家きん・家畜など）の不審死への対応に関する事</li> </ul>
上下水道部 部長:上下水道部長	水道課 業務課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水の安定供給に関する事</li> <li>・水道関係情報の収集及び記録に関する事</li> <li>・取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関する事</li> <li>・原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関する事</li> </ul>
教育委員会 部長:教育部長	教育総務課 生涯教育課 文化財保存課 図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する学校・園の感染防止策に関する事</li> <li>・幼稚園児、児童、生徒の罹患状況の把握に関する事</li> <li>・感染が疑われる症状がある園児、児童、生徒への受診の指導に関する事</li> <li>・所管する学校園・放課後児童会の臨時休業及び臨時休業中の対応に関する事</li> </ul>

磯城消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、新型インフルエンザ外来との連携に関する事</li> <li>・重症患者の搬送と感染防止策に関する事</li> <li>・防護服などの備蓄に関する事</li> <li>・対策本部への連絡及び報告に関する事</li> <li>・状況調査に関する事</li> <li>・消防隊出動状況のとりまとめに関する事</li> </ul>
-------	--

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集・情報提供の目的

- ・新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集し、その内容を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・新感染症が発生した場合は、国及び県からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

### イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

- ・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

### ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- ・町は、県等と連携して入院患者及び死亡者等の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

### エ 活用

- ・サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用する。
- ・地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

## (3) 情報提供・共有

### ア 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。
- ・適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に町民が正しく行動することになる。
- ・誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### イ 情報提供手段の確保

- ・町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### ウ 発生前における町民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。
- ・学校は、集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

#### エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

##### (ア) 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- ・町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。
- ・媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災行政無線、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用する。

##### (イ) 町民の情報収集の利便性向上

- ・関係省庁の情報、県や町の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

#### オ 情報提供体制

- ・提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置する。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 目的

- ・流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対

策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主なまん延防止対策

##### (ア) 個人における対策

・県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

・県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

##### (イ) 地域・職場における対策

・県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

・県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

##### (ウ) その他

・海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

#### (5) 予防接種

##### ア ワクチン

・ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

##### イ 特定接種

##### (ア) 特定接種とは

・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国（政府対策本部長）がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

##### (イ) 対象となり得る者

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(エ) 基本的な接種順

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者等を含む。)
- ④それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国(政府対策本部)において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

a. 実施主体

(a) 国

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 県

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

(c) 町

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

b. 接種方法

- ・原則として集団的接種
- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

(ア) 種類

a. 臨時の予防接種

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b. 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

(イ) 接種順位の考え方

- ・接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい順序（仮定）	優先順位
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 小児 > 高齢者	医学的ハイリスク者 成人・若年者 小児 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 小児 > 成人・若年者	医学的ハイリスク者 高齢者 小児 成人・若年者
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者 > 小児 > 高齢者 > 成人・若年者	医学的ハイリスク者 小児 高齢者 成人・若年者
わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 高齢者	小児 医学的ハイリスク者 成人・若年者 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 成人・若年者	小児 医学的ハイリスク者 高齢者 成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せてわが国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	成人・若年者 > 高齢者	医学的ハイリスク者 小児 成人・若年者 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者 > 成人・若年者	医学的ハイリスク者 小児 高齢者 成人・若年者

#### (ウ) 対象者の区分

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例）基礎疾患を有する者、妊婦等
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

#### (エ) 住民接種の体制

##### 接種体制

- ・田原本町が実施主体となる。
- ・原則として、集団的接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、医師会等関係団体等の協力により確保する。

#### エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、各機関においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示の基に実施する。

#### (6) 医療

##### 在宅療養患者への支援

- ・町は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

##### 県の医療対策への協力

- ・地域医療体制の整備については、町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。県の対策は、以下のとおり。

#### ア 基本的な考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・地域の医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・県内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療機関に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等、受入体制の充実を図る必要がある。

#### イ 発生前における医療体制の整備

- ・県は、保健所設置市と連携し、保健所圏域等を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進し、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

- ・県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であるという考えに基づき、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。
- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- ・同時に、県及び保健所設置市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。  
しかし、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者の接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。なお、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け入れる体制を確保する。また、在宅療養支援体制を整備することも重要である。
- ・医療体制の整備には医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県立医科大学、県立病院、公立病院、県医師会、県病院協会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。
- ・既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、市町村等関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や、災害医療に準じた体制を確保する必要がある。

#### エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うために必要があると認めるときには、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、県知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。（特措法第31条）

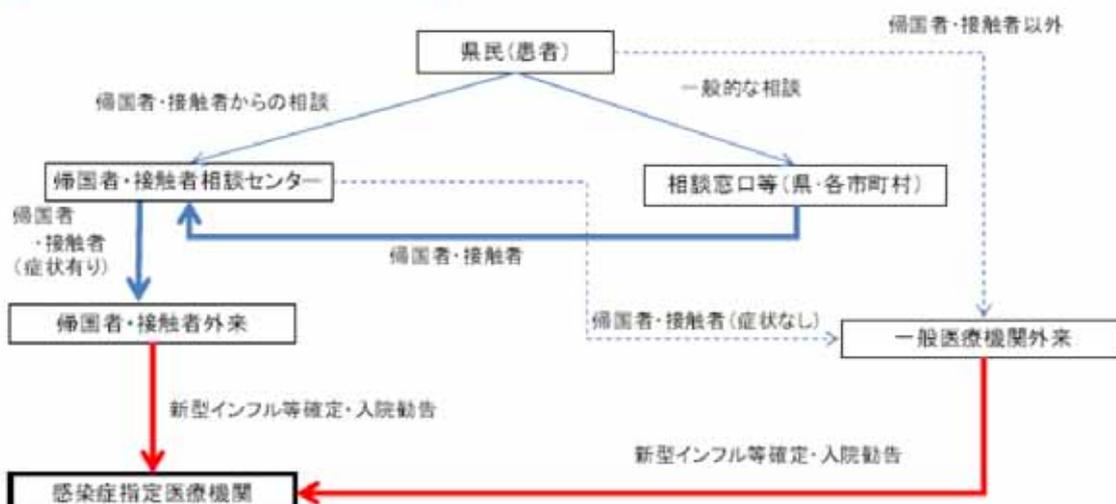
県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。(特措法第 62 条第 2 項) また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者に対して補償をする。(特措法第 63 条)

オ 抗インフルエンザ薬等

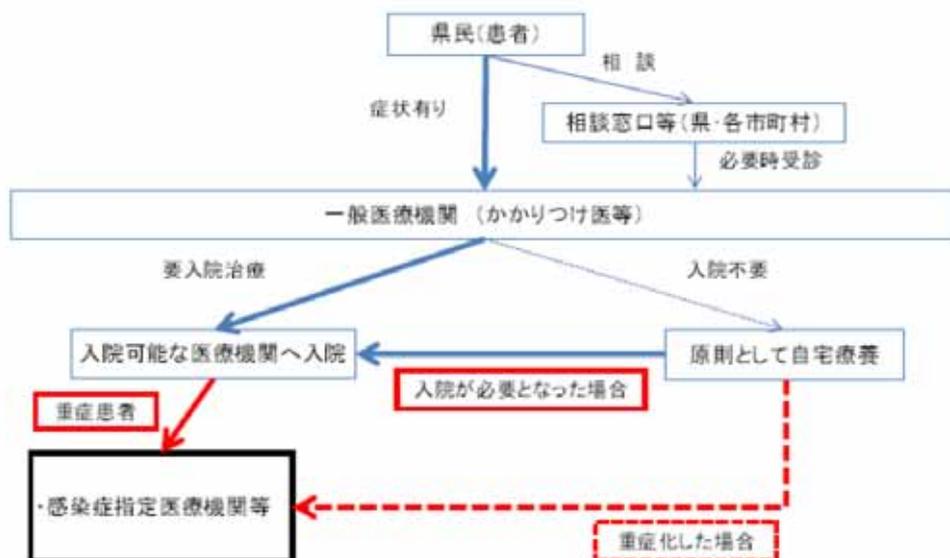
- ・ 県内の備蓄状況や流通状況等を勘案し、県民の 45% に相当する量を目標にして抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。インフルエンザウイルス株によっては、オセルタミビルリン酸 (商品名: タミフル) に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

## ＜発生段階ごとの医療体制＞

### 医療体制＜海外発生期～国内発生早期＞



### 医療体制＜県内感染期＞



・ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。  
 ・海外発生～国内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染対策を要する。  
 ・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない。(患者入院による感染拡大防止等が望めないため)

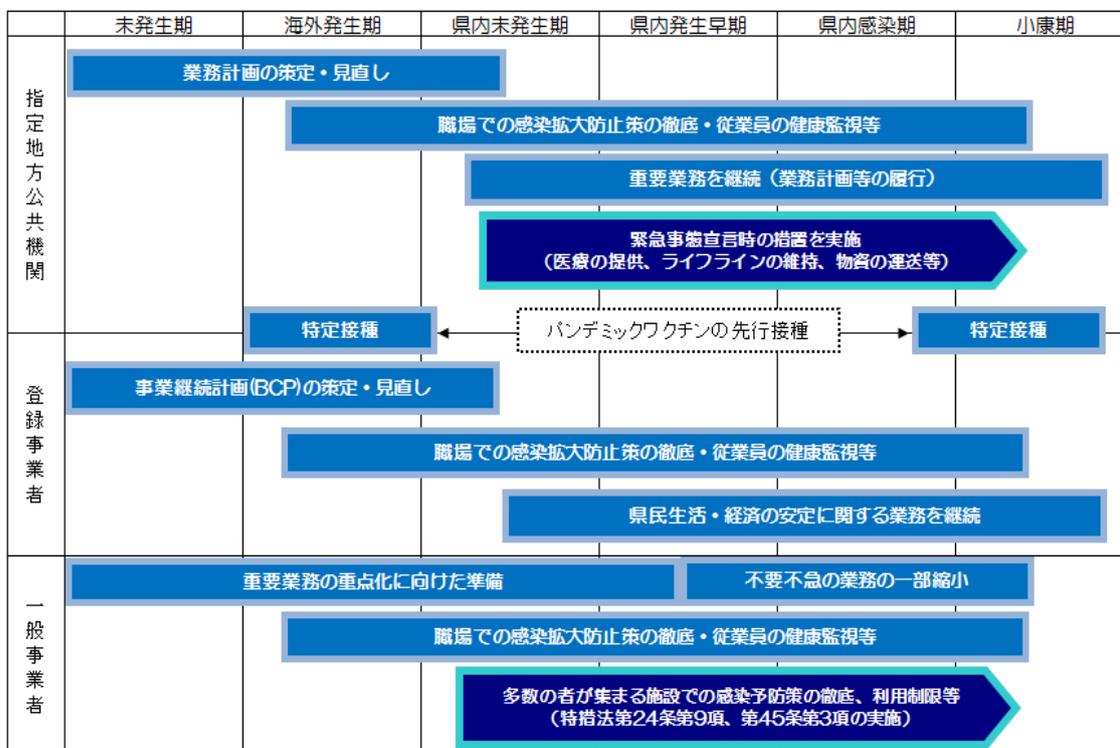
(7) 住民生活及び経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザは、多くの住民がかり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族のり患により、住民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び住民経済への影響を最小限とできるよう、町では、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国、県等と連携して働きかける。

< 指定地方公共機関、登録事業者等の対応例 >



## 第3 各発生段階における対策

### 1 未発生期

<b>【未発生期】</b>
<b>予想される状況</b>
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<b>対策の目的</b>
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国や県、国際機関等からの情報収集により、発生の早期確認に努める。
<b>対策の考え方</b>
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、国や県等との連携を図り、事前の準備を推進する。

#### (1) 実施体制

##### ア 町行動計画等の作成・見直し

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を作成し必要に応じて見直す。

##### イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段及びマニュアル等を整備する。
- ・ 町は、国、県、他の市町村、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認を行い、訓練の実施に努める。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ア 情報収集

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する情報を収集する。

##### イ 学校等のサーベイランス

- ・ 町は、県の実施する学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握の強化に協力する。

#### (3) 情報提供・共有

##### ア 継続的な情報提供

- ・ 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、

各種媒体を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

#### イ 体制整備等

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、利用可能な媒体・機関の活用について、検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、一元的な情報提供や十分な説明を行うため、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を検討する。また、広報担当チームを決めておく。
- ・町は、国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 個人における対策の普及

- ・町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター、保健所等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

#### イ 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

### (5) 予防接種

#### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・町は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

#### イ ワクチンの供給体制

- ・県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

#### ウ 基準に該当する事業者の登録

- ・町は、国が実施する基準に該当する事業者の登録を進めるために、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。

- ・町は、国が行う事業者の登録申請受付・基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

## エ 接種体制の構築

### (ア) 特定接種

- ・町は、特定接種の対象となり得る町職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を整備する。
- ・町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

### (イ) 住民接種

- ・町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

## オ 情報提供

- ・県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

## (6) 医療

### ア 地域医療体制の整備

- ・県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

#### **地域医療体制の整備に関する県の対策**

- ① 県は、医療体制の確保について県医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進める。
- ② 県等は、原則として、保健所圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ③ 県等は、国の要請を受けて、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

### イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・町は、県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

#### **県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策**

- ①全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ②県は地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ③県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数等を把握する。
- ④県・保健所等は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤県・保健所等は地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥県・保健所等は社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦県は県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めるとともに、消防本部に周知し支援する。

#### ウ 研修等

- ・県等では、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### エ 医療資器材の整備

- ・県等では、必要となる医療資器材（个人防护具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### オ 検査体制の整備

- ・県は国の要請に基づき、奈良県保健研究センター等における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

#### カ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組みに適宜、協力する。

### （7）住民生活及び経済の安定の確保

#### ア 業務計画等の作成

- ・県では、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### イ 物資供給の要請等

- ・県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物

資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

- ・県では、国及び町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

## 2 海外発生期

【海外発生期】
<b>予想される状況</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li><li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li><li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li></ul>
<b>対策の目的</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1) 国内外の状況等を注視しつつ、町内発生の遅延と早期発見に努める。</li><li>2) 町内発生に備えて体制の整備を行う。</li></ol>
<b>対策の考え方</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li><li>2) 対策の判断に役立てるため、県と十分な連携を行い国内外での発生状況等に関する積極的な情報収集を行う。</li><li>3) 国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町民への感染防止に対する準備を進める。</li></ol>

### (1) 実施体制

#### ア 体制強化等

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、必要に応じ、町長を本部長とする町対策本部を設置する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して医療機関、事業者、町民に広く周知する。

#### イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、注意喚起を行う。
- ・町は、対策本部を設置した場合には、町対策本部事務局の広報担当者を中心として、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように必要に応じて、町対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を健康福祉課に設置し、適切な情報提供に努める。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 感染症危険情報の発出等

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。
- ・町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

#### イ 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

### (5) 予防接種

#### ア ワクチンの供給

- ・県では、国の要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
- 町は、国や県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

## イ 接種体制

### ①特定接種

- ・町は、国や県等と連携し、町職員のうち特定接種対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

### ②住民接種

- ・町は、国、県等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、集団接種を基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

## ウ 情報提供

- ・町は、国、県等と連携して国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

## (6) 医療

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

## 医療に関する県の対策

### ●新型インフルエンザ等の症例定義

①県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行ったときは、関係機関に周知する。

### ●医療体制の整備

①発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、帰国者・接触者外来の整備を、感染症指定医療機関等及び協力医療機関に要請する。

②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県・地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

### ●帰国者・接触者相談センターの設置

①県は国からの要請を受け、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

②発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

### ●医療機関等への情報提供

①県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に

迅速に提供する。

●検査体制の整備

①県は国からの技術的支援を受けて、県保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

①県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

②県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

③県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(7) 住民生活及び経済の安定の確保

- ・県は、食料品、生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかけるので、町はこれに協力する。

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者には要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者には周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

- ・町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう努める。

### 3 県内未発生期

【県内未発生期】(国内発生早期以降)
<b>予想される状況</b>
・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
<b>対策の目的</b>
1) 県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b>
1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国及び県が定める方針等について必要な対策を行う。 3) 県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

#### (1) 実施体制

##### ア 実施体制

- ・町は、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を踏まえ、県内発生早期の対策を確認し実施する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

##### イ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、緊急事態宣言がされたときは、速やかに、町対策本部を設置する。

#### <補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ア 情報収集

- ・町は、国、県、WHO等の国際機関等を通じて国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。

##### イ サーベイランスの強化

- ・町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪(イ

ンフルエンザ様疾患)の発生報告(学級・学校閉鎖等)を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、広報紙、ホームページ等での情報発信し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、町対策本部における事務局の広報担当者を中心として、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように必要に応じて、町対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、相談窓口等の体制を充実・強化を図っていく。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数

の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、県が行う、特措法第45条第1項に基づく不要不急の外出の自粛要請や特措法第45条第2項に基づく、施設の使用制限等の要請等に、必要に応じ協力する。

(5) 予防接種

ア 特定接種の実施

- ・町は、県、国と連携し、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種の実施

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、住民接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう保健センター・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

- ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

**医療に関する県の対策**

● 新型インフルエンザ等の症例定義

① 県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行ったときは、関係機関に周知する。

● 医療体制の整備

① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触

者外来において診断を行うため、帰国者・接触者外来の整備を、感染症指定医療機関等及び協力医療機関に要請する。

②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県・地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

#### ●帰国者・接触者相談センターの設置

①県は国からの要請を受け、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

②発生源からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

#### ●医療機関等への情報提供

①県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### ●検査体制の整備

①県は国からの技術的支援を受けて、県保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。

#### ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

①県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

②県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

③県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

### (7) 住民生活及び経済の安定の確保

#### ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者にも周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### ウ 遺体の火葬・安置

- ・県内感染期に備え、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

エ「緊急事態宣言」がされたときの対応

①生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

②水の安定供給

- ・水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 4 県内発生早期

【県内発生早期】
<b>予想される状況</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li><li>・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。 (国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 (国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</li><li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li></ul>
<b>対策の目的</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。</li><li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li><li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li></ol>
<b>対策の考え方</b>
<ol style="list-style-type: none"><li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。</li><li>2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、町民への積極的な情報提供を行う。</li><li>3) 町内感染期への移行に備えて、体制の整備を急ぐとともに住民接種を早期に開始できるよう準備を行い、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li></ol>

### (1) 実施体制

#### ア 実施体制

- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認するとともに、国が基本的対処方針を変更した場合は、町対策本部は、その方針に基づき対策を協議、実施する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (ア) 緊急事態宣言

- (イ) ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を

実施する。

(ウ) 町対策本部の設置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・町は、新型インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様症状による集団発生状況調査の徹底を強化する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他の市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、町対策本部における事務局の担当者を中心として、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

ウ 相談窓口等の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、健康福祉課に設置した相談窓口等の体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

- ・県等では、国と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力

する。

#### イ 町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。  
町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、~~職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）~~に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## (5) 予防接種

### ア ワクチン供給情報の収集

- ・町は、県等と連携して、ワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

### イ 接種体制

#### (ア) 特定接種

- ・町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (イ) 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団接種を行う。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全住民が速やかに接種できるよう、接種体制をとる。

#### (ウ) モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (6) 医療

- ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### 医療に関する県の対策

#### ●医療体制の整備

- ①県等は、国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、県内未発生期（国内発生早期以降）に引き続き継続する。
- ②県等は、患者等が増加してきた段階においては国と協議の上、帰国者・接触者外来を指定

しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

●患者への対応

①県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

②県等は、国と連携し、必要と判断した場合に、保健研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

③県等は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

●医療機関等への情報提供

①県は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

①県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

②県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

●医療機関・薬局における警戒活動

①県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

①医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

●在宅で療養する患者等への支援

県は、関係機関の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見守り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備をする。

(7) 住民生活及び経済の安定の確保

ア 事業者への対応

- ・国及び県では、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防対策を開始するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

- ・町は、県内感染期に向けた要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に向けた体制を整える。

エ 遺体の火葬・安置

- ・県からの要請を受け、県内感染期に備え、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

オ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

①生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

②水の安定供給

- ・水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

<b>【県内感染期】</b>
<b>予想される状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 国内では、国内感染期にある。 (国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</li> <li>・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<b>対策の目的</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 住民生活・経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<b>対策の考え方</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、町内の地域の状況に応じ、一部の感染拡大防止策は実施する。</li> <li>2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。</li> <li>4) できる限り速やかに住民接種を実施する。</li> <li>5) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

## (1) 実施体制

## ア 基本的対処方針の変更

- ・ 町は、基本的対処方針及び県の対策の変更に伴い、町の対処方針を変更し、住民に周知する。

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ・町は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・町は、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

### イ 情報共有

- ・町は、引き続き、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

### ウ 相談窓口等の継続

- ・町は、県等からの要請に応じ、住民からの相談の増加に備え、健康福祉課に設置した相談窓口等を継続する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 県内での感染拡大防止対策

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・ 県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### (5) 予防接種

##### ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・ 町は、県内発生早期の対策を継続し、県等と連携し、国が行う特定接種や、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進める。

##### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、住民接種については、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を速やかに実施する。

#### (6) 医療

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合

には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### **医療に関する県の対策**

#### **●患者への対応等**

①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。

②入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

③医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。

④医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

#### **●医療機関等への情報提供**

①県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### **●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用**

①県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、県備蓄分を流通するとともに、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の要請を行う。

#### **●医療機関・薬局における警戒活動**

①県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

#### **●緊急事態宣言がされている場合の措置**

##### **○医療等の確保**

①医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

##### **○医療機関不足への対応**

①県等は、国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型イン

フルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

#### (7) 住民生活及び経済の安定の確保

##### ア 事業者の対応

- ・ 県では、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防対策を講じるよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

##### イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町は、県等と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。

- ・ 県では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

##### ウ 要援護者への生活支援

- ・ 町は、要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。食料品・生活必需品の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品の確保、配分、配当を行う。

##### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

###### ①業務の継続等

- ・ 町は、国が行う登録事業者における事業継続の状況や従業員の罹患状況確認等に協力する。

###### ②生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

###### ③水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

###### ④新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

###### ⑤埋葬・火葬の特例等

- ・ 町は、県からの要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

- ・町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集するとともに、市町村が行う取り組みに対して広域的な視点から所要の支援に努める。町は、県等と連携しその取組を適切に実施する。

<b>【小康期】</b>
<b>予想される状況</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>
<b>目的</b>
1) 住民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方</b>
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、第一波による社会・経済活動への影響から早期に回復を図る。 2) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) 実施体制

## ア 基本的対処方針の変更

- ・ 県対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、県行動計画に基づき対策を協議、実施する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、国が緊急事態宣言の解除を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。又は、速やかに町対策本部を廃止する。

## &lt;参考&gt;

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数がなく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

## ウ 対策の評価・見直し

- ・ 町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県計画及びガイドライン等の見直しを踏まえ、町計画等の必要な見直し等を行う。

## エ 町対策本部の廃止

- ・町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する情報を収集する。

### イ 学校等のサーベイランス

- ・町は引き続き、県の実施する学校サーベイランスに協力するものとする。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、引き続き町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、他市町村や関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行うとともに、必要に応じて県等と連携し共有化を図る。

### イ 情報共有

- ・町は、県等と連携し、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

### ウ 相談窓口等の体制の縮小

- ・町は、県等からの要請に応じ、相談窓口等の体制を縮小する。

## (4) 予防・まん延防止

- ・町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

## (5) 予防接種

### ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

## (6) 医療

- ・県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## 【用語解説】

アイウエオ順

インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖たんぱくの抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県が指定した病院

第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。都道府県等が地域の实情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。経口内服薬のタミフル（商品名）や経口吸入薬のリレンザ（商品名）などがある。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で、国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

#### 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

#### 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

#### 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が十毒であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

#### 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者との長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

#### パンデミック

感染症の世界的な大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起すことを指す。

#### パンデミックワクチン

新型インフルエンザは発症した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起させる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○田原本町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年8月14日  
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、田原本町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 田原本町新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 田原本町新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部に本部長、副本部長及び田原本町新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)のほか、必要な職員を置くことができる。

4 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

5 本部員及び第3項の職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。